

特定生産緑地（武蔵野市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定において準用する第10条の2第4項の規定に基づき、次のように公示する。

令和6年1月31日

武蔵野市長 小 美 濃 安 弘

番号	位 置	特定生産緑地の面積
74-2	桜堤三丁目地内	77 m ²
86-1	境南町四丁目地内	11 m ²
86-2	境南町四丁目地内	12 m ²
86-3	境南町四丁目地内	10 m ²

「区域は解除図表示のとおり」